

福島県市町村GIGAスクール端末整備に係る
公募型プロポーザル実施について

ふくしまGIGAスクール推進協議会
(事務局 福島県教育庁義務教育課)

令和元年度からの国のGIGAスクール構想を受け、福島県内においても、順次児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備され、その環境の下で、児童生徒たちは個別最適な学びや協働的な学びが日常的に行われております。

今後、ICT機器を活用した学びのより一層の拡充に向け、令和7年度に係る市町村公立学校における1人1台端末等の更新について、共同調達の手法を選択し、事業者の企画力を生かした公募型プロポーザル方式にて下記により実施します。

記

1 事業内容

(1) 名称

令和7年度福島県市町村GIGAスクール端末整備業務
(購入事業・リース事業)

(2) 仕様書

①別添1「仕様書(chromebook)」

②別添2「仕様書(iPad)」

(3) 契約者、納入場所、納入期限及び数量(見込)

別紙1のとおり

(4) 提案価格の上限額

26市町村が整備する端末及び周辺機器等(以下「端末等」という。)の市町村ごとの合計金額(税込)

* 見積書の「合計」欄の金額をもって見積額を判断します。

* 端末等の整備に必要な諸経費は、提案価格の見積額に含めてください。

* 別添1及び別添2に記載がなく、端末等の整備に必要な経費については、後述する質問書により、あらかじめ申し出てください。

* 端末等整備を除く費用は、提案価格の上限額の範囲外です。

* 市町村ごとの上限額を超えた見積書による提案は、選定の対象外となります。

(5) 最優秀提案者(市町村との契約交渉相手方)

上記(2)仕様書のOSごと、さらに購入事業及びリース事業（以下、「調達区分ごと」という。）に分けて最優秀提案者（市町村との契約交渉相手方）を決定します。

具体的には、以下のとおりです。

- chromebook（タッチャブル Wi-Fi）（購入事業）
- chromebook（タッチャブル Wi-Fi）（リース事業）
- chromebook（コンバーチブル Wi-Fi）（購入事業）
- chromebook（コンバーチブル Wi-Fi）（リース事業）
- chromebook（コンバーチブル LTE）（リース事業）
- iPad（Wi-Fi）（購入事業）

2 応募に係る事項

(1) 参加資格

本プロポーザルへ参加できる者は、ふくしまGIGAスクール推進協議会（以下「協議会」という。）が示す業務を受注できる法人又は複数の法人で構成される共同体とします。

法人にあつては、下記①～⑨の要件を全て満たしていること、共同体にあつては、すべての構成員がその要件を満たしていることが必要です。

なお、リース事業に参加できる者は、リース事業者若しくは端末等供給事業者とリース事業者による共同体としてください。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② プロポーザル参加申込書提出日から各市町村との契約日まで、当該業務に係る契約を締結できる資格を有していること。
- ③ 法人の役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てをされた者で同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続き開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは

第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

- ⑤ 契約予定の市町村との製造等の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領等に基づく資格停止措置を、当プロポーザル参加申込書提出日からプロポーザルの日までの期間内に受けていないこと。
- ⑥ 暴力団の排除に関する措置要領等に基づく入札参加資格停止措置について、当プロポーザル参加申込書提出日からプロポーザルまでの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑨ 従業員が、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険に加入していること。（加入義務のない者は除く。）
- ⑩ 共同体を構成する法人は、当プロポーザルに参加する他の共同体の構成員を兼ねていないこと。

3 企画提案書

パワーポイントを使用し、A4版20枚（両面カラー印刷で40ページ）以内、文字サイズは12ポイント以上とし、以下の項目を必ず記載してください。これに加えて、福島県市町村GIGAスクール端末整備企画提案書（様式1）、法人等概要書（様式2）、誓約書（様式3）及び見積書（様式4）を添付してください。調達区分ごとの見積書の提出をもって、参加と見なします。

なお、企画提案書は、参加する調達区分ごとを網羅した内容としてください。

- (1) 本業務を受注するにあたっての基本的な考え方
- (2) 他の自治体等における同種業務に係る受注実績
- (3) 実施計画
- (4) 導入機器（端末等の仕様）
- (5) 実施体制
- (6) 搬入・設置及び導入支援

- (7) 導入後の不具合・故障対応
- (8) 独自提案及び拡張性（無償及び有償）
- (9) 操作説明（無償及び有償）

※ 有償の場合は、金額を必ず記載してください。

4 スケジュール

項目	日程
募集公告期間	令和7年3月3日～3月28日
質問書受付期間	令和7年3月3日～3月14日
プロポーザル参加申込期間	令和7年3月3日～3月21日
企画提案書等提出期限	令和7年3月28日
プレゼンテーション	令和7年4月7日
審査結果の通知・公表	令和7年4月中旬

5 質問書受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年3月3日～3月14日 16時（必着）

(2) 質問書の提出方法

質問書（別紙1）に所要事項を記載の上、協議会事務局 福島県教育庁義務教育課（以下、「義務教育課」という。）宛てに電子メールにて提出することとし、提出後速やかに電話にて受理確認をしてください。

※ メールのはじめの件名は、「【提出日】市町村GIGAスクール端末整備に係るプロポーザル質問書（法人名）」とし、提出日については、令和7年3月14日の場合【250314】としてください。

(3) 提出先

ふくしまGIGAスクール推進協議会事務局

福島県教育庁義務教育課

TEL 024-521-7764

E-mail k.gimukyoku@pref.fukushima.lg.jp

(4) 質問書への回答

提出者へメールにて回答するとともに、随時、福島県ホームページにて公表します。

6 プロポーザル参加申込方法

(1) 受付期間

令和7年3月3日～令和7年3月21日 16時（必着）

(2) 提出書類

- ① 参加申込書（別紙2）
- ② 共同体構成員届出書（別紙3）※
- ③ 共同体協定書（別紙4）※
- ④ 共同体委任状（別紙5）※

※は、共同体の場合のみ提出

(3) 提出方法

義務教育課まで郵送、メール又は持参により提出してください。電子メールの場合は、提出後速やかに電話にて受理確認を行ってください。また、郵送の場合は、受付期間末日までの消印が有効となります。（郵送事情により、受付期間末日及びその前日に投函された場合には、必ずその旨義務教育課あて電話連絡してください。）

(4) 提出先

ふくしまGIGAスクール推進協議会事務局
〒960-8688
福島県福島市杉妻町2-16
福島県教育庁義務教育課（西庁舎5階）
TEL 024-521-7764
E-mail k.gimukyoku@pref.fukushima.lg.jp

7 企画提案書等の提出方法

(1) 提出期限

令和7年3月28日 16時（必着）

(2) 提出書類

- ① 福島県市町村GIGAスクール端末整備企画提案書【様式1】
- ② 法人等概要書【様式2】
- ③ 誓約書【様式3】
- ④ 見積書【様式4】
- ⑤ 前述「3 企画提案書」にあるパワーポイント資料

(3) 提出部数

10部（正本1部、副本9部） なお、「④ 見積書【様式4】」は1部
※ 上記提出書類のうち、④は個別に厳封してください。
※ ⑤についてはPDFとし、提出期限まで電子メール（k.gimukyoku@pref.fukushima.lg.jp）にて送付してください。メールの件名は、「【提出日】市町村GIGAスクール端末整備に係るプロポーザルプレゼンテーション資料（法人名）」、ファイル名は法人名としてください。

(4) 提出方法

義務教育課まで郵送又は持参により提出してください。郵送の場合は、提出期限までの消印が有効となります。(最近の郵送事情により、提出期間末日及びその前日に投函された場合には、必ずその旨義務教育課あて電話連絡をしてください。)

(5) 提出先

ふくしまGIGAスクール推進協議会事務局
福島県教育庁義務教育課（西庁舎5階）
〒960-8688
福島県福島市杉妻町2-16
TEL 024-521-7764

8 プレゼンテーション

(1) 期日

令和7年4月7日（月）

* 具体的な時間については、参加方法などを含め後日電子メールにて連絡します。

(2) 場所

福島県庁本庁舎5階正庁

* Webによる参加も可能です。

(3) 所要時間

プレゼンテーション 20分以内

審査員からの質疑 10分程度

(4) 参加にあたっての留意事項

① 失格（無効）

ア 企画提案書（以下、「提案書」という。）が提出期限を過ぎた場合

イ 提案書の内容に虚偽記載があった場合

ウ 評価の公平性に影響をきたす行為が認められた場合

エ 当該募集に反することが認められた場合

オ 審査員に対し、直接及び間接を問わず接触を図ろうとした場合

カ 他の提案者との間で、提案内容について相談を行った場合

キ 最優秀提案者決定までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク 提案価格の上限額を超える見積額を提案した場合

ケ プレゼンテーションの指定時間までに、提案者が会場に到着しなかった場合及び正当な理由がなくWebが繋がらずプレゼンテーションが実施できなかった場合

- コ その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合
- ② 著作権及び特許権等
提案書の内容については、著作権、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等法令等に基づいて第三者の権利が保護対象となっている手法等を用いた結果、その生じる責任は、全て提案者が負うこととします。
- ③ 複数提案の禁止
1 提案者につき1提案とし、複数の提案書の提出は認めません。
- ④ 提案書の変更禁止
提出期限後の提案書等の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。
- ⑤ 提案書等の返却
提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担
提案書の作成、提出に係る費用及びプロポーザル参加に要する経費については、全て提案者の負担とします。
- ⑦ 参加人数
1 提案者当たり、3名以内とします。
- ⑧ その他
- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなします。
- イ 提案書の提出をもって、募集公告の記載内容に同意したものとみなします。
- ウ 共同体でプロポーザル参加を申し込む場合は、提案書において共同体を構成する法人の業務遂行上果たす役割をそれぞれ明示するとともに、必ず代表構成員が対応窓口となり、所定の手続きを行ってください。
- エ 提出された提案書は、福島県情報公開条例（平成12年3月24日福島県条例第5号）に基づく情報公開の対象文書となります。
- オ 企画提案書提出後に辞退する場合は、プロポーザルの実施期日の前日（期日の前日が、土・日曜日あるいは祝日の場合は直近の平日）正午までに、プロポーザル参加辞退届（別紙6）を義務教育課あて持参、郵送又は電子メールにより提出してください。
- カ プレゼンテーションの内容は、事前に提出された企画提案書に基づくものとし、新たな説明資料を追加することは認めません。
- キ プロジェクターで投影したプレゼンテーションを行うことは可能です。（プロジェクター及びHDMIケーブルは事務局で準備します。パソコンは提案者において準備してください。）

ク 提案者は、他の提案者によるプレゼンテーションを傍聴することは認めません。

なお、審査員及び事務局のほか、市町村職員が傍聴することもあります。

(5)一① 審査・評価基準 (chromebook)

項目	評価の視点	配点
本業務への基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の深い理解の下で、提案にあたっての考え方を打ち出しているか。 ・国の動きや教育を取り巻く環境を十分意識しているか。 	5
導入実績	<ul style="list-style-type: none"> ・GIGA I 期（令和元年度～令和5年度）及びGIGA第Ⅱ期（令和6年度）の公立小中学校等への導入実績が十分であるか。 	5
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の手順及び工程が明確かつ妥当であり、業務期間内で円滑かつ確実に遂行できる計画となっているか。 	5
機器仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に示す機器の仕様を満たしているか。 ・信頼性のある機器を選定しているか。 ・各機器は、市町村ごとに同一機種で納入できる内容となっているか。 	10
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に精通した人員配置や必要人数が確保され、業務を適正に遂行できる体制となっているか。 ・業務が円滑に遂行できる管理体制（バックアップ体制も含む）となっているか。 ・市町村からの要望等に迅速かつ柔軟に対応できる体制となっているか。 	10
搬入・設置・導入支援 導入後の不具合・故障対応	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入時や導入後の端末の不具合・故障発生時に迅速かつ柔軟に対応できる内容となっているか。 ・市町村の負担軽減が図られる内容となっているか。 ・地元事業者との連携が図られる内容となっているか。 	10
独自提案及び拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な創意工夫により、効率的かつ効果的な端末導入・運用が実現できる内容となっている 	

	<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有償・無償を問わず様々な付加サービス（応用パッケージ）の提供により、市町村のニーズに即した端末導入・運用ができる内容となっているか。 ・リース事業の場合、端末等の補償内容（動産保険等）が具体的に明示され、かつ費用に見合う内容となっているか。 	25
操作説明 (研修)	費用対効果を勘案した内容となっているか。	5
見積額	<p>評価点 = (最低提案価格 / 提案価格) × 25</p> <p>※小数点以下切り捨て</p>	25
総合評価点		100

(5)一② 審査・評価基準 (iPad)

項目	評価の視点	配点
本業務への基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の深い理解の下で、提案にあたっての考え方を打ち出しているか。 ・国の動きや教育を取り巻く環境を十分意識しているか。 	5
導入実績	・GIGA I 期（令和元年度～令和5年度）及びGIGA第II期（令和6年度）の公立小中学校等への導入実績が十分であるか。	5
実施計画	・業務の手順及び工程が明確かつ妥当であり、業務期間内で円滑かつ確実に遂行できる計画となっているか。	5
機器仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に示す機器の仕様を満たしているか。 ・信頼性のある機器を選定しているか。 	5
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に精通した人員配置や必要人数が確保され、業務を適正に遂行できる体制となっているか。 ・業務が円滑に遂行できる管理体制（バックアップ体制も含む）となっているか。 ・市町村からの要望等に迅速かつ柔軟に対応できる体制となっているか。 	10
搬入・設置・導入支援	・搬入時や導入後の端末の不具合・故障発生時に迅速かつ柔軟に対応できる内容となっている	

導入後の 不具合・故障 対応	か。 ・市町村の負担軽減が図られる内容となっているか。 ・地元業者との連携が図られる内容となっているか。	10
独自提案及び 拡張性	・様々な創意工夫により、効率的かつ効果的な端末導入・運用が実現できる内容となっているか。 ・有償・無償を問わず様々な付加サービス（応用パッケージ）の提供により、市町村のニーズに即した端末導入・運用ができる内容となっているか。	15
操作説明 (研修)	費用対効果を勘案した内容となっているか。	5
見積額	評価点 = (最低提案価格 / 提案価格) × 40 ※小数点以下切り捨て	40
総合評価点		100

9 審査体制及び審査方法

(1) 審査体制

提案書の審査及び評価は、協議会が推薦する審査員をもって実施します。

(2) 審査方法

- ① 提案者から提出された提案書を上記(5)一①及び(5)一②の審査・評価基準に基づき評価することとし、審査員の合計点数が最低基準点（総合評価点×審査員数の7割）以上で、最も点数が高い提案者を最優秀提案者（市町村との契約交渉相手方）として選定します。
- ② 最低基準点以上であって合計点数が同点となった場合は、見積額の点数をもって決定します。
- ③ 提案者が1者であっても、最低基準点以上の点数の評価を得た場合は、最優秀提案者（市町村との契約交渉相手方）として選定します。
- ④ 調達区分ごとに、提案者が1者もない場合、又はすべての提案者が最低基準点に満たない場合は、再公募します。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、協議会に諮り正式決定後、全ての提案者あてに通知するとともに、県のホームページにおいて次の内容を公表します。

URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70056a/>

- ① 最優秀提案者（市町村との契約交渉相手方）の名称及び点数
- ② 全提案者の名称
- ③ その他必要事項

10 市町村との契約

選定した最優秀提案者と各市町村との間で、提出された提案書の記載事項を踏まえた協議を経て、その協議が整った場合に、契約を締結することになります。

なお、その際、市町村によっては、端末等の整備に必要な経費に加えて、有償サービス（応用パッケージ）を付加することが想定されるため、提案価格の見積額と同額とはならない場合があります。

さらに、各市町村における端末等の整備台数は、補助金の要件（令和7年5月1日現在の児童生徒分等）をもとに算定するため、仕様書に定める数量との相違が生じる場合があります。

また、市町村によっては、令和7年度予算が成立しないなどやむを得ない理由により契約を締結できない場合があります。

11 市町村と契約後の最優秀提案者（以下、受注者という）業務の適正な実施

(1) 関係法令の遵守

受注者は、契約内容の履行に向け、関係法令を遵守してください。

(2) 個人情報保護

受注者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）等の法令に則り、漏えい、き損及び紛失の防止に十分留意してください。

(3) 守秘義務

受注者が本業務の実施に当たって、知り得た情報を他者に漏らし、又は自己の利益のために利用することは禁止です。また、業務終了後も同様です。

(4) 仕入税額控除

リース事業にて生じる補助金にかかる消費税等の仕入税額控除については、県に対し必ず報告書を提出するとともに、補助金の返還等を行うようにしてください。

12 業務継続が困難となった場合の対応

具体的には、市町村との契約内容によりますが、基本的には以下のとおりと認識してください。

(1) 受注者の責に帰すべき事由の場合

調達しようとする市町村は、契約解除ができます。この場合、市町村に生じた損害については、受注者が賠償することになります。また、次期受注者に対して、円滑に業務が遂行できるよう引継を行うこととします。

(2) 災害等その他の事由

市町村及び受注者との間で協議することになります。協議が整わない場合は、事前に書面で通知の上契約を解除できるものとします。また、次期受注者に対して、円滑に業務が遂行できるよう引継を行うこととします。

13 問合せ先

ふくしまGIGAスクール推進協議会事務局

福島県教育庁義務教育課（西庁舎5階）

〒960-8688

福島県福島市杉妻町2-16

TEL 024-521-7764

E-mail k.gimukyoku@pref.fukushima.lg.jp